

令和2年12月21日

南小国町役場 御中

株式会社 利他フーズ
代表取締役社長 猪本 真也

あか牛スライスのパベル表記違ひの商品の混入 についての改善報告書

拝啓 貴社におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、発生致しましたあか牛スライスの一部商品についてDNA検査の結果、ラベルに表記しているあか牛と相違のあるあか牛個体の肉が一部混入している事象について、株式会社マイシン(加工元)へ調査と再発防止策の策定、行程の改善の確認を致しましたので、ご報告致します。

熊本県産のあか牛という面では一致しているものの、一部表記に誤りがあり寄附者様へは、ご不安な想いをさせてしまい、心よりお詫び申し上げます。

今回の事象について調査と再発防止策をご報告させていただきます。
詳細につきましては、以下にご報告申し上げます。

敬具

発生原因の調査報告書

1.加工元のあか牛原料の仕入れ状況確認

弊社が9月～10月の加工元の仕入れ状況確認を実施致しました。
弊社へ納品したあか牛スライスの原料が仕入れされていることを
弊社の納品伝票及び、加工元より提出を受けた仕入れ伝票で相違ないことを確認しました。

2.製造工程調査

今回、発生した事象についてどの製造工程において発生しうる状況となっているのか
ヒアリングと現地確認の調査を実施致しました。

加工元でのあか牛スライスの製造行程

- | | |
|----------------|---------------|
| ①商品の入荷 | ⑥個体識別毎のスライス加工 |
| ②成形加工(脂、スジの除去) | ⑦梱包 |
| ③計量 | ⑧冷凍保管 |
| ④冷凍 | ⑨出荷 |
| ⑤包装袋へのラベル貼り付け | |

行程⑤と⑥において混入が発生しうる状況であることを加工元と確認し、
下記の内容について、加工元が改善を行う旨の報告を受け再発防止策の提出を要請致しました。

行程⑤についての詳細

あか牛スライスを製造する前に前準備として、計量に応じた製造予定量の包装袋にラベル
を貼り付け準備をしておりました。この場合、実際の製造量と差異が発生するため、包装袋
が余り、ロットの違うあか牛が混入する事象する可能性があることを確認致しました。

行程⑥についての詳細

あか牛スライスの加工においてロット毎に製造を実施しておりますが、ブロック肉を機械に投
入しスライスした際、使い切りができず最後に3センチ程度の余りが発生します。
そこに次のロットのブロック肉を投入して製造するため、ロットが切り替わるタイミングで一部
混入する可能性があることを確認致しました。
また、製造時に製品の重量が不足した場合においても次のロットのお肉にて少量補填して
いる可能性があることも確認致しました。

再発防止策及び改善の確認について

今回、発生しました事象について加工行程に問題がありラベルに表記されているロットのものと違うあか牛の原料が一部混入しておりました。

今回の事象発生は、加工元ならびに弊社の牛トresa法の認識不足によるものであります。

加工元の再発防止策を確認後、行程が改善されたことを確認致しました。

行程⑤と⑥について下記の通り行程の見直しと再発防止策を加工元より提出を受けました。

再発防止策による行程の改善と従業員の指導の徹底で、ロットが違う物が入る可能性は極めて低くなると判断致しましたので、早急に改善するように要請致しました。

行程⑤の見直し

- 包装袋へラベルを前もって貼り、前準備を実施しない
- 余った資材の再利用をしない

行程⑥の見直し

- 製造ロットの切り替え時の機器の清掃
- 製造ロット切り替え時は、機器に残っている原料を取り除き入れ替える。
- ロット毎で作業を中断し、梱包・清掃を完了させ次の原料を使用する。

上記、行程⑤と⑥について行程が改善されていることは、弊社が現地に訪問し確認しております。

関係各所への申告

今回の事象について、関係各所へ申告をするよう加工元へ要請致しました。

加工元が、熊本市保健所への申告を実施したところ、食品衛生法の観点から製造行程は問題ないが、食品表示法もしくは、牛トresa法に関する部分で抵触している可能性があるとのこと指摘を受けた旨の報告を加工元より受けました。

そのため、加工元への再発防止策と製造工程の改善を弊社が確認ののち、九州農政局消費・安全部への本事象についての改善報告と申告書の提出を加工元へ実施する様に要請を致しました。

また、改善策の実施を含め、申告書を加工元が実施したことを確認致しました。